

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	金融商品取引法施行令	
規制の名称	金融商品債務引受業の対象取引の拡大	
担当部局	金融庁企画市場局市場課市場業務室	電話番号： 03-3506-0000（内線：3618） e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和5年6月30日	
事前評価時の想定との比較	<p>規制の事前評価時(平成29年10月。以下同じ。)から金融を巡る環境は変化を続けているが、少額での分散投資、透明性、コストなどの観点から、ETFが国民の安定的な資産形成に向けて有用な投資商品であると考えられることに変化はない。 また、規制導入したことにより想定していなかった影響は、特段発現していない。</p>	
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、影響等	事前評価時の推計等との比較
遵守費用	<p>事前評価時、「遵守費用」としては、金融商品債務引受業の免許を有しない者において、新たに当該業務を行うにあたり、国の免許を取得するための費用が一定程度発生することが想定されていた。 本規制の見直しにより生じた遵守費用の増減のみを抜き出して把握・推算することは困難であるが、事前評価時には当該業務を行う既存業者はいなかったことなどを踏まえれば、規制の遵守費用の全体が過大に増加している状況にはないと考えられる。</p>	遵守費用が過大に増加している状況にはない。
行政費用	<p>事前評価時、「行政費用」としては、国において、金融商品取引清算機関より業務方法書の改正に係る認可申請があった際に、業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないか等を確認・検証するための費用や、こうした業務の認可に伴い、業務の健全かつ適切な運営の確保等に関する監督上の費用が発生することが想定されていた。 行政庁(国)は、金融行政を遂行するにあたり、これらの規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般について、金融商品取引清算機関による規制の遵守状況等を一体としてモニタリングしていることなどを踏まえれば、本規制の見直しにより生じた行政費用の増減のみを抜き出して把握・推算することは困難であるが、行政庁(国)による金融行政の遂行に要する行政費用の全体が過大に増加している状況にはないと考えられる。</p>	行政費用が過大に増加している状況にはない。
効果(定量化)	<p>規制導入時点では、証券会社において、ETFの設定・交換に係る清算を金融商品取引清算機関で行うことで決済から受渡しまでの期間が現状の4～6日から3日に短縮されるほか、ETFの売買に係る債権債務とのネットイングが可能となることによる証券決済リスクの削減及び効率化されることが期待される効果として設定されていた。 規制導入後、2021年1月に日本証券クリアリング機構でETFの設定・交換に係る清算が開始された。これにより、ETFの設定・交換に要する期間が3～5日(※)から2日に短縮されるとともに、ETFや株式の売買に係る債権債務とのネットイングが可能となった。2022年には、5,189件のETFの設定・交換に係る清算が行われており、証券決済リスクの削減及び効率化につながっていると考えられる。 (※)規制導入時点では、株式等の決済期間が取引日から3日であったため、ETFの設定・交換に要する期間が4～6日とされていたが、2019年7月に株式等の決済期間が2日に短縮されたことにより、日本証券クリアリング機構の清算開始時点では、ETFの設定・交換に要する期間は3～5日となっていたため、このような表記としている。</p>	一定の効果があつたと考えられる。
便益(金銭価値化)	<p>2021年1月に日本証券クリアリング機構でETFの設定・交換に係る清算が開始されことにより、ETFの設定・交換に要する期間が短縮されるとともに、ETFや株式の売買に係る債権債務とのネットイングが可能となったことで、証券決済リスクの削減及び効率化につながっているものと考えられるが、その効果を金銭価値化して「便益」を把握することは困難である。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。

	副次的な影響及び波及的な影響	<p>事前評価時、副次的な影響及び波及的な影響として、ETFに係る価格調整メカニズムが円滑化され、流動性が向上することにより、投資家が、意図した価格やタイミングで購入・売却することが可能となり、ETFの活用が促進されることが想定されていた。</p> <p>東京証券取引所におけるETFの売買代金は、2017年では約39兆円であったのに対し、2022年では約70兆円(2017年比約180%)となっており、想定していた影響とのかい離は特段認められない。</p> <p>また、事前評価時に意図していなかった負の影響は特段認められない。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
考察		<p>規制の見直しにより、過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。一方、規制の事前評価時に見込んだ効果は発現していると考えられる。従って、本件に係る特段の見直しは不要と考える。</p>	
備考			